

令和元年度
県工事事務防止対策事業計画



安全+第一



令和元年6月

宮 城 県

I. はじめに

県工事事務事故防止対策推進計画について

本県において、昭和53年に7人が死亡した土砂崩壊事故をきっかけとして設置された「県工事事務事故防止対策委員会」により、平成8年に第1次県工事事務事故防止対策推進計画（5ヶ年計画）が策定され、以来5ヶ年ごとに策定し、事故防止に努めています。

県工事事務事故防止対策推進計画は、県（発注者）、事業者（施工業者）、労働者等の県工事関係者が建設工事において、安全が最も尊重されなければならないことであることを再認識し、労働安全衛生に関する諸法令を遵守することを前提として、県工事における安全管理についての基本方針、目標、県として取り組む工事事務事故防止対策の実施内容を明らかにするために策定した計画です。

現行計画である第5次県工事事務事故防止対策推進計画（平成29年度～令和3年度）において、計画期間内の基本方針、重点取組事項及び目標を以下のとおり定めております。

【第5次県工事事務事故防止対策推進計画】

<基本方針>

- 「危険ゼロ」の実現を目指す。

<重点取組事項>

- 「墜落・転落災害」，「建設機械・クレーン等災害」，「崩壊・倒壊災害」のいわゆる建設業の三大災害を重点的に取り上げ，「法令等の遵守」，「研修機会の拡充」，「労働災害の予防」を重点取組事項として計画を推進する。

<目標>

- 県工事における死亡災害を撲滅する。
- 県工事における労働災害を第4次計画期間中の労働災害数から半減する。

令和元年度県工事事務事故防止対策事業計画

令和元年度県工事事務事故防止対策事業計画は、平成29年度に策定された第5次県工事事務事故防止対策推進計画（平成29年度～令和3年度）（以下「第5次推進計画」という）に基づく年次計画となります。

当該年次計画においては、震災前後の労働災害の発生要因の比較や経年変化等を踏まえ、効果的に重点取組事項を実施していく必要があります。

I. 重点取組事項等

県発注工事における労働災害は、東日本大震災以降、復旧・復興工事の本格化に伴い増加傾向が続いており、震災後の県発注工事の死傷者は、震災前(平成17年～22年)の91人に対し、震災後(平成23年～28年)は167人で、約1.8倍に増加しています。また、平成30年(暦年)における県発注工事の死傷者数は30人(軽微な事故を含むと87人)で、前年から4人減少しているものの、3年連続で死傷者数は30人を超えています。

以上のように、県発注工事における労働災害は、震災前と比較すると高い水準で推移しており、今後も継続する復旧・復興工事を円滑に進めるうえで、労働災害防止対策が一つの大きな課題となっています。

また、昨年の労働災害発生要因等を見ると、復旧・復興工事の最盛期や作業員の高齢化及び、震災後の1件当たりの工事規模の増大等に起因し、

- 復旧・復興工事での労働災害が多い
- 経験年数が3年以上10年未満の作業員の労働災害が多い
- 元請、1次下請会社の労働災害が多い
- 従来の挟まれ・巻込まれ、墜落・転落に加え、昨年は飛来・落下の労働災害が増加
- 高齢作業員による労働災害が多い
- 電柱・電線、埋設管等の物損公衆災害が多い

といった発生要因等の特徴が見られます。

このことから、第5次推進計画の重点取組事項である「法令等の遵守」、「研修機会の拡充」、「労働災害の予防」の実施に当たっては、「墜落・転落災害」等の三大災害を重点的に対応するとともに、労働災害増加の特徴を踏まえ、以下に示す項目を当該年次計画の最重要テーマとし推進していきます。

<最重要テーマ>

1. 「三大災害」の防止に向けた安全点検の強化と安全講習会等の充実
2. 復旧・復興工事の安全点検の強化
3. 下請負業者までを対象者とした安全講習等の充実
4. 経験年数の少ない作業員や高齢作業員への安全衛生教育の徹底
5. 物損公衆災害につながる事故原因要因の重点的な指導徹底と安全講習会等での周知

Ⅱ. 事故防止対策事業

1 安全文化の創造

(1) 法令等の遵守（重点取組事項）

① 工事現場安全点検等の実施

【工事現場の点検】

「県工事安全管理監督規程（昭和54年4月1日施行）」及び「県工事安全管理監督実施要綱（平成17年4月1日施行）」に基づき、安全管理監督職員を約200名配置し、建設工事の安全かつ適正な施工を図りつつ、労働災害の防止及び安全確保に努めます。

各工事現場における安全点検は、各課（室）・地方公所毎に安全管理監督職員が実施するとともに、各地区労働災害防止連絡会議による合同安全点検及び外部専門家等による安全点検を実施します。

全発注工事で最低年1回以上の点検を行うこととし、昨年の事故発生状況と実績を踏まえ全発注工事の1.4倍の点検を目標とします。（令和元年度発注予定：1,106件）（平成30年度実績：1,055件発注，1,399箇所点検）

【安全点検の重点ポイント】

◎危険レベルが高く発生頻度の高い下記項目を重点ポイントに設定し点検

① 崩壊・倒壊

- ・土砂崩壊対策（切土盛土勾配，土留先行工法等）

② 挟まれ・巻き込まれ

- ・重機（バックホウ，クレーン）との接触対策（重機と人の分離，合図者配置等）
- ・クレーン等安全規則の遵守
- ・クレーン機能付きバックホウの適正な使用
- ・合図者の重機誘導専念

③ 墜落・転落

- ・足場や脚立からの転落・墜落対策（転落防止設備の有無や墜落制止用器具の使用状況の確認，昇降設備・2段手すり及び幅木等の設置の確認，作業床の幅及び床材間の隙間を確認）
- ・高齢作業員への作業分担の配慮（高所作業を避ける等）

④ 飛来・落下

- ・吊り荷落下防止対策（適切な玉掛け用具を使用し敷鉄板等の落下を防止）

◎潜水作業における作業手順等に，危険性又は有害性の発生の恐れがないか確認

◎施工計画書やKY活動等におけるリスクアセスメントの取り組み状況の確認

◎作業手順書，車両系建設機械作業計画書等を確認しその実施状況を確認

◎公衆災害の防止対策について下記項目を重点ポイントに設定し点検

① 第三者に対する作業場の立入禁止対策の確認

- ・交通規制箇所や危険箇所等へのバリケード等の立入禁止措置の確認
- ・夜間における保安施設状況の確認

② 建設機械による架空線や埋設物等との接触防止対策の確認

- ・現場出入口等における高さ制限装置や門型ゲートの設置
- ・架空線や地下埋設物位置を確認し，目印表示の徹底や看板の設置
- ・建設機械移動時の監視員による架空線の確認

- ・掘削作業における埋設物の事前の位置確認
 - ・作業手順及び予定外行動等の確認
- ③保安施設、注意看板等の適正な設置状況の確認

②安全衛生管理計画等の指導徹底

現場の実態を踏まえた施工計画書を作成するよう監督職員が指導します。設計変更がある場合は、変更内容を踏まえた施工計画書等、関係書類の変更を指導します。施工計画書の安全衛生管理計画に関する事項(宮城県土木部制定施工計画書作成要領(案)に規定)については、監督職員だけでなく安全管理監督職員等を含めて確認します。

また、安全衛生管理に関する施工業者の実施状況については、施工計画書や施工体系図等の工事関係書類及び施工体制の点検等により内容を確認のうえ、安全衛生管理の履行の指導徹底を図ります。

併せて建設業者間の連携を促進するため、下請負業者への指導、安全衛生教育の確実な実施などとして、各工事現場での安全衛生管理の充実に向け指導徹底を図ります。

さらに、労働災害の傾向に多く見られる10年未満の「経験年数の少ない作業員」や、高齢作業員を重点的に指導するため、ヒヤリ・ハット事例などの危険有害性に関する知識や、各現場における危険ポイント、機械や設備等の適切な使用などの内容について、安全衛生教育のさらなる徹底を図ります。

【施工計画書における重点ポイント】

1. 適切な施工機械の選定
2. 具体的な施工方法の記載
3. 施工方法の現地との整合性
4. 安全衛生管理組織体制
5. リスクアセスメントの記載

③元請負業者と下請負業者との適正な契約締結の徹底

建設業法に基づく立入検査等を通じ、一括下請負の禁止や技術者の専任配置等に関する法令遵守の徹底を図るとともに、元請負業者と下請負業者との間で対等な関係による適正な契約が締結されるよう、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、双方が遵守すべき事項について指導徹底を図ります。

④一人親方等の安全及び健康の確保（新規）

一人親方等に関しては労働安全衛生法が適用されないため、被災の状況の把握が難しい状況にあります。そのため一人親方等による業務中の被災を把握した場合、労働基準監督署へ情報提供し関係機関及び関係団体と共有して実情を把握します。

また、一人親方等は労災保険の対象とならないことから、講習会等で周知し労災保険の特別加入制度への加入促進等を徹底します。

⑤安全衛生管理の手引きの活用

発注者向けに、現場安全点検における是正指導事例や、労働災害別の安全衛生管理方法をまとめた「監督員のための安全衛生管理の手引き」について、ホームページ等に掲載するとともに、安全講習会等で積極的に活用し、元請負業者及び下請負業者等（一人親方等の個人事業者を含む）の工事関係者の安全衛生管理技術の向上を

支援します。

(2) 研修機会の拡充（重点取組事項）

①安全講習会等の実施

各地区労働災害防止連絡会議主催の施工業者を対象にした安全管理講習会と、各発注機関毎の安全管理講習会を実施します。また、復旧・復興工事では大規模工事が増加し、「下請負業者」の労働災害が増加していることから、現場代理人に加え、経験年数が少ない作業員や高齢の作業員等、下請負業者まで対象者を拡充した安全講習会を開催します。

講習会の内容は、復旧・復興工事で多く発生している建設機械等に挟まれ・巻き込まれ災害や、建設機械による架空線や埋設管を損傷する物損公衆災害が増加していることを踏まえ、常に最新事故データを分析し、災害事例や災害防止対策等を安全講習会で周知します。また、高齢作業員に多い墜落・転落災害や転倒災害などについても、高所作業を地上での作業に置き換えることや、傾斜を緩やかにするなどの段差の改善方法等を周知します。また、安全講習会には、外部講師を招き講習内容を充実させ、さらなる拡充を図ります。

各安全講習会等の延べ受講者数の目標を約3,000人とし講習会等を実施します。（平成30年度実施：2,501人）

【講習テーマ】 リスクアセスメント、挟まれ・巻き込まれ災害防止対策、墜落・転落災害防止対策（フルハーネス型墜落制止用器具等）、建設機械・クレーン等災害防止対策、崩壊・倒壊災害防止対策、転倒災害防止対策、ヒューマンエラーの防止、公衆災害の防止

②安全管理研修の実施

発注者対象の安全管理研修においては、特に若手職員を中心とし、県職員だけではなく市町村職員を含めた講習・勉強会を開催します。講師は、労働基準監督署、安全衛生管理士、安全衛生コンサルタント等に依頼し、工事発注者としてのスキルアップを図ります。

また、安全パトロールは、安全管理監督職員と工事監督員（若手職員等）による合同パトロールとし、実践的な安全点検の実施能力の向上を図ります。

③労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)の普及

職場における労働安全衛生水準の一層の向上を図るため、安全衛生に係るリスクの低減に効果的で、連続かつ継続的な安全衛生活動を自主的に行う安全衛生管理の仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS：Occupational Health & Safety Management System）」について、安全講習会等を通じて普及・定着を図ります。（※平成30年3月には国際規格であるISO45001が発行されている。）

④継続教育（CPD）の普及

各地区労働災害防止連絡会議で開催する請負業者向け安全講習会を継続教育（CPD：Continuing Professional Development：技術者の継続的な専門教育）対象と位置づけて、受講者が配置技術者となった場合の労働安全衛生の意識向上を図ります。

(3) 安全情報の一般公開

①工事現場のオープン化

工事現場の安全管理の徹底を図り、県民が現場見学できる機会を増やし、情報公開及びイメージアップを促進します。なお、昨年度は9回実施しており、引き続き、今年度は県発注工事で建設関係団体と連携し、7ヶ所で現場見学会を予定しています。また、注目度の高い工事現場では、各団体、学校等からの現場見学希望について積極的に対応するとともに、広報活動（工事説明の看板設置等）を推進し、県民が見学できる公開型工事現場の実現を目指します。

②安全情報公開の促進

宮城県のホームページ等の情報提供手段を利用し、県工事における労働災害発生状況や事故防止対策の取組など建設工事に関する安全情報を広く一般に公開します。

併せて、現場見学会の実施状況についても、ホームページに掲載し、安全情報公開の促進を図ります。

(4) 優れた施工業者の選定

①入札制度における安全管理の評価

総合評価落札方式における評価項目のうち、施工計画及び技術提案等の評価において、現場条件を踏まえた安全管理を適切に評価します。

②工事成績への適正な加点

「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領（平成25年4月1日施行）」に基づき、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大2点を加点します。

また、安全管理が不適切な場合には、工事成績評定で減点するとともに、監督職員からの文書による改善指示が行われた場合には「企業評価（不誠実な行為）データベース」に記載し、総合評価落札方式における企業評価の一項目である「不誠実な行為」へ反映させていきます。（不誠実な行為 平成30年度：1件）

③工事関係者の表彰

「宮城県建設工事事務取扱要領（平成3年1月11日施行）」に基づき、宮城県建設工事事務取扱要領推進大会において、工事における安全管理に対する取組が特に優良な現場代理人を表彰します。また、受賞者が所属する企業に対し、総合評価落札方式の企業評価において加点評価するとともに、建設工事入札参加登録資格審査（主観的事項）においても、加点評価（過去5年間分、1件10点（最高20点））します。

併せて、東北地方安全施工推進大会（S A F E T Y）を国土交通省東北地方整備局と共催し、事故防止優良現場代理人表彰等を行います。

さらに、優良専門工事業表彰として、現場で活躍している下請の専門工事業者の取組を評価し表彰を行います。

④安全管理措置の不徹底に対する罰則

「建設工事入札参加業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）」に基づき、安全管理措置の不適切についての措置要件に該当するときは、情状に応じて期間を定め指名停止等の措置を行います。

また、建設工事入札参加登録資格審査（主観的事項）において、指名停止を受けた事業者を減点評価します。（過去2年間分、月数×-10点）

2 労働災害の防止

（1）労働災害の予防（重点取組事項）

①リスクアセスメントの実施に向けた取組

平成18年4月に改正された、「労働安全衛生法第28条の2及び同第2項」に基づいて厚生労働省より通達された「危険性又は有害性の調査等に関する指針」に従い、リスクアセスメントの実施に向けた取組を推進します。

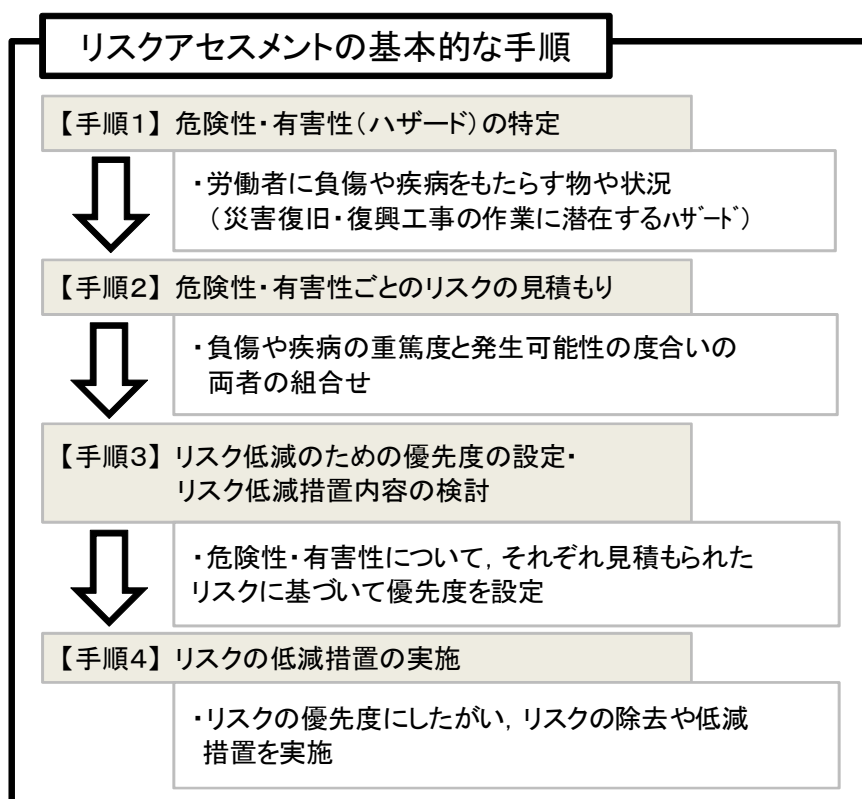
このリスクアセスメント導入によって、現場に潜在し労働災害の発生をもたらす「危険性・有害性」を作業前に把握し、その把握した危険性・有害性に対して適切な低減措置を行うことにより、災害防止が図れ、安全衛生管理水準の向上が期待できます。

また、「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領（平成25年4月1日施行）」に基づき、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大2点の加点評価を行い、施工業者に対してリスクアセスメントの導入を促進します。

リスクアセスメントの実施時期については下記のとおりとし、その実施状況については書面で確認するものとします。

- ・着手前：施工計画書にリスクアセスメントに関する事項を記載し計画的に実施すること
- ・作業・工法等の変更時：作業方法の変更に伴うリスクを把握し、それに対応した計画を作成し実施すること
- ・労働者の入替時：新規入場者に対して、意識啓発するとともに、職場全体で定期

的に確認し、実施すること



②快適な職場環境づくりに向けた取組

仕事による疲労やストレスを感じる事のない働きやすい快適な職場環境づくりの導入に向けて、労働安全衛生法第71条の3の規定により厚生労働大臣から公表された「快適職場指針」に基づき、以下の項目について取組めます。

- ・作業環境の管理
- ・作業方法の改善
- ・労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備
- ・その他の施設・設備の維持管理

特に、高齢労働者の労働災害が多いことや、野外での作業が大半であることを踏まえ、高齢労働者に配慮した作業方法や熱中症対策などの作業環境の改善に向けた取組を推進します。

また、女性技術者の登用の促進や女性が働き易い職場環境の整備などを目的に「女性活躍推進モデル工事」を実施します。(平成30年度実績：8箇所)

加えて、復旧・復興工事に伴い、県外からの労働者が増加していることから、宿舍等の附属施設についても建設業附属寄宿舍規程等を遵守しているかを点検し、労働者の快適な職場環境の確保に努めます。

③総仕上げを迎えた災害復旧・復興工事に向けた取組

平成24年12月から、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会を設置し、宮城労働局・労働基準監督署、建設団体、発注機関等が協働して「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開していましたが、平成30年3月末に同協議会が終了したことに伴

い、これまで設置されていた既存の連絡会議や同協議会を一本化した「建設工事関係者ゼロ推進連絡会議」（事務局：宮城労働局）が平成30年度から開始しました。

宮城県では、建設工事関係者ゼロ推進連絡会議と連携し、安全衛生活動への取組を推進するとともに、各地区労働災害防止連絡会議の実施等を通じ、震災後に増加している高所からの墜落・転落、飛来・落下による負傷、重機と作業員との接触事故、作業員の転倒事故、及び重大災害となりやすい土砂崩壊災害に対する安全対策の実施の徹底、並びに新規入職者や未熟練労働者に対する安全衛生教育についても確実に行われるよう、以下の項目について実施していきます。

- ・高所作業における墜落・転落防止措置の徹底

災害公営住宅新築工事等において、高所での墜落・転落を防止するための適正な足場、囲い、手すり等の設置を徹底します。また、墜落時の身体への衝撃が少ないフルハーネス型墜落制止用器具の着用促進を図ります。

- ・飛来・落下

クレーンの吊り荷落下による事故防止のため、適切な玉掛け用具の使用、吊り荷下への立入禁止を徹底します。

- ・重機等による災害防止の徹底

重機と作業員の接触等の安全対策として、立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置を徹底します。

- ・土砂崩壊災害防止対策等の徹底

復旧・復興工事においては、東日本大震災の影響により緩みを生じた地山の掘削や斜面の近傍で各種の工事が行われることが予想されるため、各種建設工事に付随する斜面の崩壊防止対策を徹底します。

- ・転倒災害防止対策の徹底

「滑り」、「つまづき」、「踏み外し」による転倒災害を防止するため、清掃や段差の解消などによる作業環境の改善と、転倒危険箇所にステッカーの掲示を行うなど転倒の危険の見える化を徹底します。

- ・発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置開催

複数の工事が近接・密集している状況にあることを踏まえ、工事エリア毎に元方事業者が主体となった協議会の設置を図ります。

- ・施工体制及び施工体系図の確認

下請負業者での事故が増えていることを踏まえ、健全な元下関係の確保や労働者の雇用環境を改善し、労働災害の発生を未然に防止するため、作業手順書や施工体制等の点検を強化します。

- ・現場安全管理の外部専門家の活用

復旧・復興工事での労働災害を予防するため、外部専門家等を積極的に活用し、現場の安全点検等の強化を図ります。

また、外部専門家等による職場内研修を実施することにより、監督職員のスキルアップを図ります。

④安全作業を可能とする新技術・新工法の積極的な活用

施工の省力化・効率化等により、安全作業を可能とするICT技術を含めた新技術・新工法（「公共工事等における新技術活用システム（NETIS）」など）について普及・拡大を図るため地元企業と職員を対象とした勉強会を実施します。

加えて、工事現場の生産性向上を目的に国土交通省が取組を開始した「i-Construct

ion]について、国土交通省及び建設関係団体等と積極的に連携すると共に、総合評価落札方式の生産性向上において最大2点の加点評価をし取組を推進します。

(平成30年度ICT活用工事実績：7カ所)

(2) 労働災害の再発防止

① 事故調査

事故が発生した場合は、各部局における安全対策委員会を、それぞれの設置要綱及び運営要領に基づき開催し、類似事故の再発防止対策等に反映します。

また、休業4日以上、全治30日以上、事故が発生した場合は、事故報告書の提出を徹底し、是正措置及び再発防止対策を確実に実施します。

② 建設工事事務データベース等の活用

県発注工事で発生した労働災害の起因別等の統計データや、国土交通省で運用している建設工事事務防止データベース(SAS)を活用し、事故発生原因等の調査・分析を行い、その結果を安全講習会等で周知するなど、労働災害の再発防止に努めます。

(3) 工事発注者としての配慮

① 安全を考慮した適正な経費の負担

工事の発注に当たっては、適正な労務及び資材単価のもと、現場の実態に即した施工条件を踏まえ、施工時の安全衛生を確保するために必要となる適正な経費を計上するとともに、必要な事項を特記仕様書等に条件明示します。

また、これらの経費が下請負業者まで適切に支払われるよう立入検査等を通じ、指導徹底を図ります。

② 適切な工期の設定及び工事発注の平準化

工事発注にあたっては、入札執行期間を見据え、前年度中に準備(地元調整、関係機関協議等)を済ませ、早期積算の実施に努めます。また、施工者が安全衛生に配慮した余裕のある施工管理を行えるように、週休2日の実現、労働時間の短縮、工事の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた適正な工期の設定を行うとともに、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為やゼロ県債等を有効活用し、発注・施工時期の平準化を図ります。

さらに、週休2日に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るため、「週休2日モデル工事」を実施します。

また、工事の着手日については、工事規模、内容等に応じて共通仕様書の契約後30日以内という規定に、更に余裕を加えた期間(最大60日以内)を特記仕様書に現場施工の「着手指定日」として明示し、計画的・効率的な工事施工体制等の確保を図ります。

③ 施工条件や工事内容の変更への対応

当初の施工計画に対し施工方法等に変更が生じた場合は、変更施工計画書の事前提出について徹底を図ります。

また、施工条件等の変化や、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合な

どにおいて、やむを得ず工事内容の変更を行う場合には、「設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止ガイドライン」に基づき、安全衛生対策の見直しを含め、適切に工事内容の変更や工事一時中止の手続きを行い、それに伴って必要となる経費や適切な工期の変更を行います。

④安全管理の設計審査

各部署の安全対策委員会等を活用し、工事発注時、現場条件の変更時等の各段階において、安全に配慮した設計内容を審査して建設工事における事故を予防します。

⑤建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全の確保については、労働安全衛生法令等の遵守に加え、受発注者が一体となった労働災害に向けた取組の促進が必要です。その前提として、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に資する以下の取組を、平成28年3月に策定した「新・みやぎ建設産業振興プラン」と連携して展開します。

- ・適切な賃金水準の確保
- ・社会保険加入の促進
- ・法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の普及促進
- ・ダンピング対策の強化
- ・建設キャリアアップシステム活用推進（建設工事従事者の資格や就業実績等の蓄積）
- ・働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の推進（長時間労働の是正や週休2日の推進等）

また、現場作業を行う全ての建設工事従事者が安心して作業に従事できるよう、立入検査や研修機会等を通じ、労災保険の加入について周知徹底します。特に、労災保険の対象外となる一人親方については、労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進します。

3 安全管理体制の充実

(1) 安全管理体制の充実

①安全管理監督職員の配置

県工事の工事発注担当各課・各公所に安全管理監督職員を配置し、各課・各公所の安全点検や安全講習会の実施及び関係機関との連絡体制を確立します。

②専門家や関係機関との連携

建設工事関係者推進連絡会議において、労働災害の発生状況及び建設業における労働災害防止対策、並びに建設業に対する監督指導等について情報交換や協議等を行います。

また、各地区労働災害防止連絡会議を開催するとともに、それぞれの計画に基づき、合同パトロールや県工事における労働災害防止に関する安全管理講習会を行います。